

児童手当 受給事由消滅届		提出年月日	※受付確認年月日
塩竈市長 殿		令和 記入日	令和 . .
受給者	(ふりがな) 氏名	しおがま たろう 塩竈 太郎	生年月日 昭和 54 . 3 . 21
	住所	〒985-8501 塩竈市 旭町1番1号 電話 090 (0000) 1111	
消滅した受給事由	1. 受給者が他の市町村・国外に転出 転出先の住所 仙台市〇〇区〇〇1丁目1-1		
	2. 受給者が公務員になった 勤務先名 電話 (- -) 3. 受給者が死亡した 4. 児童について、次の事実が生じた ① 死亡した ② 監護しなくなった ③ 生計を同じくしなくなった ④ 生計を維持しなくなった ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く） ⑥ 児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院した ⑦ その他 () 5. その他 ()		
4の場合における児童の氏名及び生年月日			
消滅事由の発生した年月日		令和 6 . 10 .	
備考	転出日、離婚日など消滅の理由となる日付をご記入ください。 この日付を含む月分まで本市で支給します。 例) 10月1日＝10月分まで塩竈市で支給 9月30日＝9月分まで塩竈市で支給		

◎ 裏面の注意をよく読んでから
◎ ※印の欄は、記入しないでください
◎ 字は、楷書（かいしょ）で

(裏面)

注意

- 1 受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。